

入会のしおり

平成26年8月

一般社団法人 群馬県薬剤師会

〒371-0013 前橋市西片貝町5丁目18番地36

電 話 027(223)7736

F A X 027(223)5308

ホームページ <http://www.gunyaku.or.jp>

E - m a i l jimu@gunyaku.or.jp

☆ 薬剤師と薬剤師会

薬剤師には、医師・歯科医師とともに国民の保健医療を担う専門職として大切な役割があります。

全国組織である日本薬剤師会は、全薬剤師の意思を代表する唯一の組織となっており、その下部組織として各都道府県単位に薬剤師会が設置されております。

「一般社団法人 群馬県薬剤師会」は、県内に12の地域薬剤師会（保健福祉事務所単位）があります。

薬剤師会は、薬剤師の職能団体として日進月歩する薬学、薬業に即応する強い連携をもち、幅広い活動を続けております。

医薬分業が進む中で、薬剤師が社会的活動を行うとき、薬剤師の団結する会がなければ、社会的評価や地位の向上は難しく、知識の向上を図るためにも是非皆様のご入会を心からお待ちしております。

薬剤師会は薬剤師の地位を守り、職能を十分に発揮し、県民の健康保持・増進に寄与するために活動しております。

以下、本会の沿革・組織・事業・入会手続き等をお読みいただき、ご不明の点については本会事務局または最寄りの地域薬剤師会にお尋ねください。

☆ 群馬県薬剤師の沿革

本会は、群馬県内の各地域の薬剤師会を統合する団体で、明治以来続く伝統ある一般社団法人です。

明治22年 上毛薬学会結成

明治38年 日本薬剤師会群馬支部発会

昭和2年 公益法人群馬県薬剤師会発会

昭和18年 法律による強制加入の薬剤師会となる

昭和23年 新薬事法による任意加入の群馬県薬剤師協会設立

昭和24年 社団法人 群馬県薬剤師会に改組

平成24年 一般社団法人 群馬県薬剤師会に認定

☆ 本会の現状 (H26. 8. 31現在)

総会員数 1,242名

・A会員（薬局等の管理薬剤師等） 794名

・B会員（主として勤務薬剤師等） 448名

開局薬剤師、病院・診療所薬剤師、公務員、製薬・研究機関従事者、大学教員、一般用医薬品販売従事者等あらゆる職域の薬剤師が加入しています。

☆ 事業

本会は、薬学及び薬業の進歩発展、薬剤師職能の向上、薬事衛生の普及・啓発、環境衛生試験、医薬品検査、医薬分業推進、医薬品の適正使用等を目的とする事業を行っています。

これらの事業推進のため、月刊「日本薬剤師会誌」季刊「群馬県薬剤師会会報」及び「DRUG INFORMATION」（会報に綴り込み）等各種刊行物の配布、学術大会や各種講習会・研修会の開催、また、事業活動を行うための各種委員会が常置されております。

また、ホームページを開設し、会員及び一般の方への情報の提供を行っています。

会の重点事業施策

- (1) 医薬分業の推進
- (2) 薬業経済の安定
- (3) 薬剤師生涯教育の推進
- (4) 薬剤師の公衆衛生活動の普及・指導
- (5) 薬事制度の改善
- (6) 地域医療への貢献
- (7) 薬学生の実務実習受け入れ並びに体制整備

☆ 会員の特典

- 1 日本薬剤師会雑誌、群馬県薬剤師会会報、その他刊行物の配布
- 2 各種図書の斡旋
- 3 メール等による各種情報の提供
- 4 薬剤師会等主催の講習会、研修会の案内及び参加
- 5 日本薬剤師会生涯学習支援システム（JPALS）の無料利用、また、日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度に関する諸手続き、並びに研修手帳の販売
- 6 本会の事業を行う委員会の委員としての活動
- 7 本会の顧問弁護士への相談等
- 8 薬剤師賠償保険、個人情報漏洩保険、薬剤師年金、薬剤師国民年金基金、日本薬剤師会共済部への加入、並びにガン保険等の団体保険への加入
- 9 薬事法に基づく医薬品検査施設の利用契約

※メールニュースの配信を希望される場合には、別途メーリングリストに登録が必要となります。

☆ 入会の手続き

次の会員区分に従って手続きをしてください。

1 A会員（薬局等の管理薬剤師または開設者）

店舗等の所在地の地域薬剤師会長（以下「地域」という。[別紙参照]）へ申し出て「入会申込書」を入手し、地域の入会許可を得た後、「入会申込書」に地域会長が作成する「入会報告書」と、「入会金・年会費」（口座振り込みの場合には、振り込みをしたことが証明できる書類の写し）を添えて、県薬事務局へ持参してください。

また、別途薬局開設には「医薬品検査センター利用契約料」が必要となる場合もあります。

なお、各地域の入会金及び年会費等については、地域により異なりますので、当該地域にお問い合わせください。

2 B会員（勤務薬剤師等）

県薬事務局へ電話でお問い合わせしていただくか、ホームページより「入会申込書請求用紙」をダウンロードして、必要事項を記載のうえメールまたはFAXにてご送付いただければ、「入会申込書」を送付いたします。

その後「年会費」を下記口座にお振り込みのうえ、「振り込みをしたことが証明できる書類の写し」を「入会申込書」に添付し、県薬事務局へお送りください。

なお、ご不明な点は県薬事務局へお問い合わせください。

振込先口座 群馬銀行 片貝支店 普通 0030160 シャ) グンマケンヤクザイシカイ カイチョウ スズキ ミノル 一般社団法人 群馬県薬剤師会 会長 鈴木 實

※ 恐れ入りますが振込手数料は貴方にてご負担ください。

☆ 会員の種類と会費等の種別

正会員（A会員）・・・ 薬事法に定める薬局等の事業所の管理薬剤師等

正会員（B会員）・・・ A会員以外の薬剤師（勤務薬剤師等）

賛助会員・・・ 薬事法に定める薬局等の事業所を開設する非薬剤師等

種 類	A会員	B会員	賛助会員
年会費	31,050円	13,800円	13,800円
※日本薬剤師会 会費を含む	(15,525円) ※()内は10月～3月に入会の場合	(6,900円)	(6,900円)
入会金	200,000円	0円	0円
差等割会費	保険薬局に対し処方箋受 取回数に応じて年4回 (5・8・11・2月)請求		

◇ 薬事情報センターのご案内

薬事情報等の収集及び提供を行うと共に、次の事業を行っています。

- 1 医薬分業推進のための支援業務
- 2 薬剤師職能向上のための支援業務
- 3 会員並びに一般の方及び医師等からの各種質問の受付及び回答
- 4 調剤事故、偽処方せん等の情報の収集及び会員へのフィードバック
- 5 保険調剤請求に係る質問の受付及び回答並びに情報の提供
- 6 F A X、メール及び会報による各種情報の提供
- 7 ホームページの管理及び運営
- 8 広報活動

◇ 環境衛生試験センター及び医薬品検査センターのご案内

県薬剤師会直属としての特色を生かし、次の事業を行っています。

- 1 上水、下水、排水などの水質基準に関する試験検査
- 2 公害防止関係、土壌、残留農薬の調査及び試験検査
- 3 建築物環境衛生（ビル管理法）に関する試験検査
- 4 水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の検査
- 5 医薬品に関する試験検査及び利用契約（利用契約料14,400円[6年分]）
- 6 温泉成分分析
- 7 放射能測定
- 8 その他の公衆衛生に関する試験検査

<p>一般社団法人 群馬県薬剤師会 〒371-0013 前橋市西片貝町5-18-36</p>	
事 務 局	<p>〒371-0013 前橋市西片貝町5-18-36 TEL 027 (223) 7736 FAX 027 (223) 5308</p>
薬事情報センター	<p>〒371-0013 前橋市西片貝町5-18-36 TEL 027 (243) 6650 FAX 027 (223) 5308</p>
環境衛生試験センター (医薬品検査センター)	<p>〒371-0013 前橋市西片貝町5-23-10 TEL 027 (223) 6355 FAX 027 (243) 2967</p>